

オンライン資格確認の導入の原則義務付けに係る経過措置

1. 経過措置の届出

基本的考え方：23年3月末時点でやむを得ない事情がある保険医療機関等に期限付きの経過措置等を設ける。

届出先：地方厚生局長又は地方厚生支局長

方法：電磁的記録に記録し電子情報処理組織を使用して提出する方法その他の適切な方法

期限：2023年3月31日まで

※届出内容を確認できる必要な資料を添付する。

※資料の添付を併せて行うことができないことについてやむを得ない事情がある場合には、事後に速やかな提出も可能。

※地方厚生局等が支払基金とも情報共有

2. 経過措置6類型（対象・期限・補足説明）

| やむを得ない事情 | 期限 | 補足説明 |
|--|---|--|
| (1) 令和5年2月末までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了の保険医療機関、薬局（システム整備中） | システム整備が完了する日まで (遅くとも令和5年9月末まで) ※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、令和5年9月末事業完了まで継続 | ・ PC/ルーター不足やベンダーの人材不足等により、システム整備が完了しない施設が一定数見込まれる。 ・ 当該施設については、ベンダーの「システム整備が完了するまで（遅くとも令和5年9月末まで）」の経過措置を設ける。 ・ ※当該施設は、システム整備が完了する見込み（予定月）を届出で報告。 |

| | | |
|--|--|---|
| <p>(2) オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない保険医療機関、薬局（ネットワーク環境事情）</p> | <p>オン資に接続可能な光回線のネットワークが整備されてから <u>6カ月後まで</u></p> <p>※ 医療情報化支援基金による補助の拡充措置は、<u>令和6年3月末事業完了まで</u>継続</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ オンライン資格確認には、オンライン資格確認に接続可能な光回線（IP-VPN 接続方式）のネットワーク環境が必要であるが、離島・山間地域や、医療施設がある建物によっては、こうしたネットワーク環境が敷設されていない施設がある ・ こうした地域でも、インターネット回線を用いる IPsec IKE 方式も可能であり、こうした方式による導入が望ましい。 ・ 当該医療施設については、オンライン資格確認に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備された後、オンライン資格確認のシステム整備を完了させる猶予期間を設けて、「オン資に接続可能な光回線が整備されてから6カ月後まで」の経過措置を設ける。 ・ 当該医療施設については、令和6年3月末事業完了まで補助の拡充措置がある。 |
| <p>(3) 訪問診療のみを提供する保険医療機関</p> | <p>訪問診療のオン資（居宅同意取得型）の運用開始（<u>令和6年4月</u>）まで</p> <p>※ 訪問診療等におけるオン資の導入に係る財政支援は、<u>令和6年3月末補助交付まで</u>実施</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問診療のみを行う施設（「在宅医療のみを実施する医療機関に係る保険医療機関の指定の取扱いについて」（平成28年3月厚生労働省通知）は、居宅におけるオンライン資格確認の仕組み（居宅同意取得型※）の構築（令和6年4月の運用開始を想定）を進めている。 ・ 当該施設については、居宅同意取得型の運用開始（令和6年4月）までの経過措置を設ける。 ※モバイル端末を用いて患者の自宅等で資格確認や薬剤情報等の提供に関する同意を取得し、施設等でオンライン資格確認等システムを利用する仕組み。 |

| | | |
|---|--|--|
| <p>(4) 改築工事中、臨時施設の保険医療機関、薬局</p> | <p>改築工事が完了するまで</p> <p>臨時施設が終了するまで</p> <p>※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 改築工事が完了するまで ・ 臨時施設が終了するまで |
| <p>(5) 廃止・休止に関する計画を定めている保険医療機関、薬局</p> | <p>廃止・休止まで</p> <p>(遅くとも令和6年秋まで)</p> <p>※改正省令では期限の記載なし</p> <p>※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年秋までの廃止・休止を決めている場合（具体的な廃止、休止時期が定まっていない場合には該当しない。） ・ 令和6年秋までの廃止・休止を決めている施設については、廃止・休止に関する計画を提出の上、「廃止・休止の間まで」の経過措置。 <p>※改正省令では特に定めはない</p> |
| <p>(6) その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局</p> <p>※例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できるか個別判断</p> | <p>特に困難な事情が解消されるまで</p> <p>※ 令和5年2月末までに契約し、令和5年9月末までに事業完了の場合には、医療情報化支援基金による補助の拡充措置の対象</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害等により継続的に導入が困難な場合 ・ 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合（目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下である） ・ その他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合 |

※令和6年4月メドで資格確認限定型・居宅同意取得型の運用を開始することとしており、こうした状況を踏まえ、今後、必要な見直しを行う。

資格確認の種類（本人確認、ネットワーク）

| | 種類 | 本人確認 | ネットワーク |
|---|--|--|------------------------------------|
| 保険医療機関、薬局 | 資格確認や健康・医療情報を取得・活用できる仕組み 【 現行のオンライン資格確認 】 (令和5年4月原則義務化) | 顔認証付きカードリーダー + マイナンバーカードと 顔認証又はPIN入力 | 閉域回線を利用 (IP-VPN方式又はIPsec+IKE方式) |
| 経過措置の対象施設 システム整備中 ネットワーク環境事情 訪問診療のみ 改築工事中・臨時施設 廃止・休止 その他特に困難な事情 | 資格確認や健康・医療情報を取得・活用できる仕組み 【 現行のオンライン資格確認 】 | 顔認証付きカードリーダー + マイナンバーカードと 顔認証又はPIN入力 | |
| | 資格確認のみを行う簡素な仕組み 【 資格確認限定型 】 (令和6年4月メド運用開始) | 汎用カードリーダー モバイル端末 + マイナンバーカードと 施設における本人確認 | 閉域回線を利用※ (Webサービス経由) |
| | 資格確認や健康・医療情報を取得・活用できる仕組み 【 居宅同意取得型 】 (令和6年4月メド運用開始) | モバイル端末 + マイナンバーカードと PIN入力（初回のみ） | |
| 紙レセプト医療機関・薬局 柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の施術所など | 資格確認のみを行う簡素な仕組み 【 資格確認限定型 】 (令和6年4月メド運用開始) | 汎用カードリーダー モバイル端末 + マイナンバーカードと 施設における本人確認 | |
| 訪問診療、訪問看護、オンライン診療など | 資格確認や健康・医療情報を取得・活用できる仕組み 【 居宅同意取得型 】 (令和6年4月メド運用開始) | モバイル端末 + マイナンバーカードと PIN入力（初回のみ） | |

※インターネット回線で専用ポータルサイトを經由してオン資システムに接続。ポータルサイトとオン資システムの間は閉域回線。

3. 「その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局」について

・経過措置（6）「その他特に困難な事情がある保険医医療機関・薬局」について、例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できるか個別に判断するバスケットクローズ（包括条項）が設けられた。

・「特に困難な事情」は、以下①～③が例示された。また、個々の事例について疑義が生じた場合には、地方厚生（支）局を通じて厚生労働省保険局データ企画室に照会することとされた。

① 自然災害等により継続的に導入が困難となる場合

② 高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合

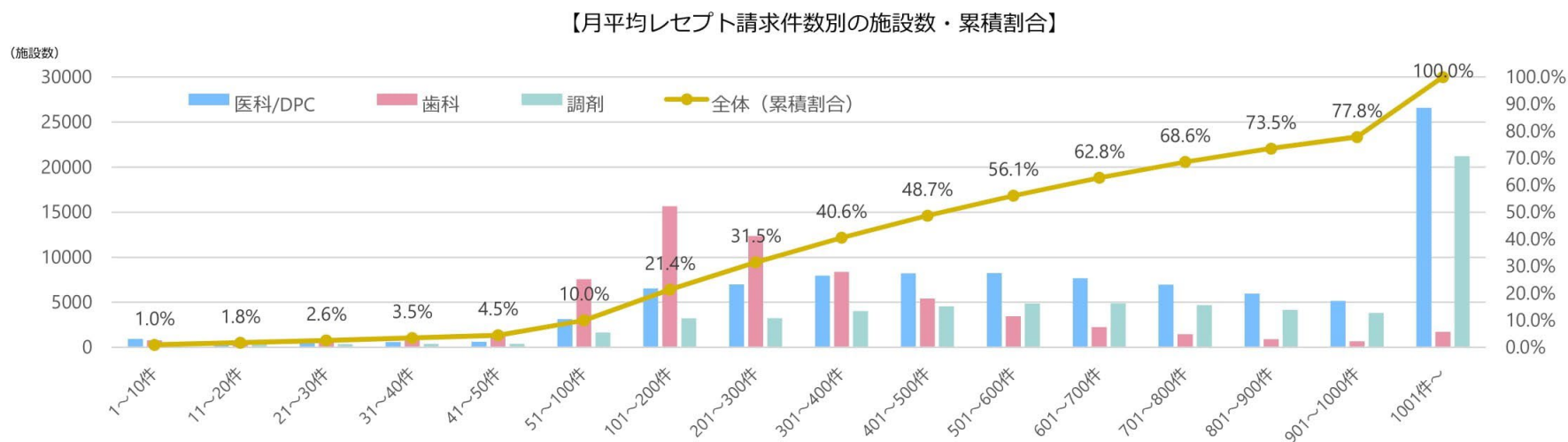
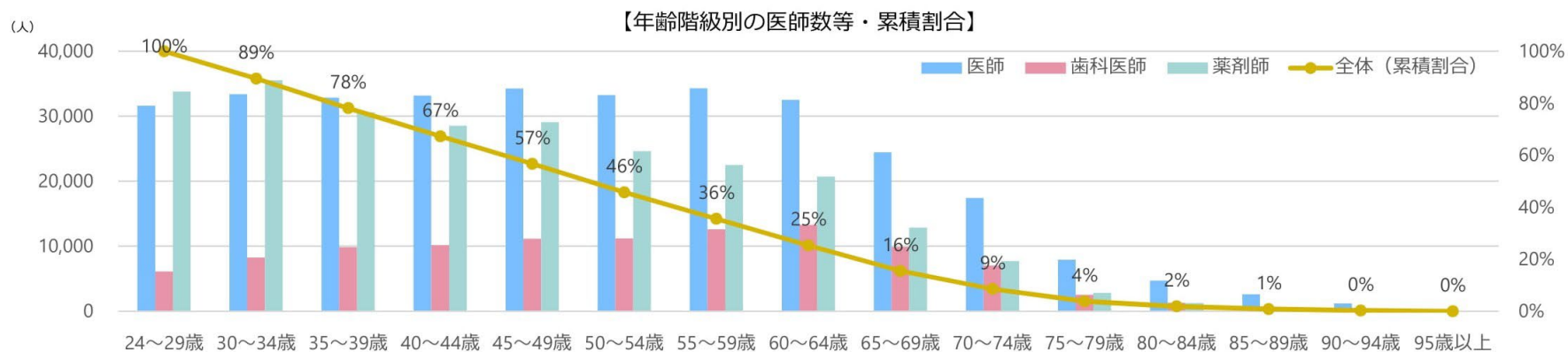
（目安として、令和5年4月時点で常勤の医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が50件以下である）

③ その他例外措置又は(1)～(5)の類型と同視できる特に困難な事情がある場合

【参考資料】高齢の医師等でレセプト取扱件数が少ない場合

常勤医師等が高齢であって、月平均レセプト件数が 50 件以下である場合を、「特に困難な事情」の目安とする。

(参考) 1日のレセプト件数が 2~3 件以下であるとする、月平均約 50 件以下となる。該当施設は全体の 4.5% (医科で 3.4%、歯科で 7.5%、調剤で 3.2%)



※医師・歯科医師・薬剤師統計（令和 2 年）を基に作成（医師数等は病院・診療所・薬局の従事者数）、NDB から集計したデータ（令和 3 年 12 月～令和 4 年 11 月取込分）を基に作成

4. 「特に困難な事情」の解釈について

12月23日の中医協において、厚労省医療介護連携政策課の水谷課長が「特に困難な事情」の運用レベルの解説を行った。

- ・医療機関等に従事する医師等の年齢と当該医療機関のレセプト件数についてクロス集計したデータはない。
- ・常勤の医師等とは当該施設で働いておられる常勤の医師等の方全てという意味。
- ・一般的に70歳以上であれば高齢と判断する。
- ・65歳から69歳は、当該医療機関、薬局の状況等を踏まえて個別に判断する。
- ・月平均レセプト件数は直近の令和3年中2月から令和4年11月取り込み分のデータに基づき集計
- ・補足説明資料で説明した中で記載がないものは省令レベルより下の運用のレベルで対応する。

5. 厚労省への照会と回答

Q.中医協で診療側から提出された資料を元に「その他特に困難な事情がある保険医療機関・薬局」の具体的な検討を行うのか？

A:あくまで参考資料であり、経過措置の類型を決める直接の根拠にはならない。厚生局での取り扱い基準などは今後厚労省内で検討していく。

Q:補助金の要件変更は示されるのか

A:現時点で補助金要綱や要件は変更されていないので従前通りの取り扱いとなる。

つまり、4/4補助は12月末までにカードリーダー申請、2月末までにベンダーとの契約締結が必要。3/4補助は3月末までに運用開始の要件のみ。カードリーダー申請の条件は特段の定めはない。補助金要綱の改訂を財務省と調整しており、年明けにポータルサイトで取り扱い等を示す予定。

※改正省令で示した令和5年9月末までの猶予の条件は23年2月28日までにベンダーと契約を締結していることのみ。

Q:「その他特に困難な事情」の目安とされた「高齢」と「レセプト取り扱い件数が少ない」はいずれも満たすことが必要か

A:「高齢」かつ「レセプト取り扱い件数が少ない」の意味であり、両方を満たす必要がある。

【参考：三師会の要望】

<日本医師会>

- 医療機関が発注しているにも関わらず、ベンダーや回線事業者側の事情（機材調達や回線工事の遅れやマンパワー不足等）により、義務化期限に導入が間に合わない場合
- 補助上限を大幅に上回る見積提示（導入費用、ランニング費用）により、ベンダーと合意形成・契約ができない場合
- 従事する医師が全員高齢で、院内のデジタル化に対応できない場合
- レセプト請求枚数が少ない場合
- 近い将来に閉院や移転、合併などを予定している場合
- ベンダーが推奨する顔認証付きカードリーダーの在庫がない場合
- 近い将来にレセコンや電子カルテなど、オンライン資格確認連携システムのリプレースを予定している場合
- フレッツ光回線が敷設できない場合（非対応地域や建物の事情で回線を敷設できない、ランニングコストが高額となる IPSec+IKE でしか対応できない場合を含む）
- 医療機関の経営状況が悪く、コスト増が極めて厳しい場合
- 訪問診療・在宅医療に特化しており、来院患者がいない or 極めて少ない場合

<日本歯科医師会>

今般、オンライン資格確認導入が原則義務付けされたことに鑑み、一定の条件を満たす医療機関への配慮として以下の措置が必要と考える。

1. オンライン資格確認導入の義務付けへの対応等
開設・管理者が高齢で月平均のレセプト請求件数が少ない医療機関への対応が必要。
2. 補助金等により取得したカードリーダー等の耐用年数以内に医療機関が廃業した場合等の返納金の取扱いの明確化
3. オンライン資格確認導入に係る経過措置期間の設定
オンライン資格確認導入に必要な機材の納入遅延、回線事業者の回線敷設等の作業遅延、離島・へき地やビル開業等で回線の敷設が困難な場合、システムベンダーのレセプトコンピュータ等の改修作業遅延等、物理的な理由により、令和5年3月末までに準備が完了できないと見込まれる医療機関への、補助金及び療養担当規則における経過措置を設けることが必要。
4. 半導体不足や物価高騰によりシステム導入費用が当初の補助金額を大きく上回るケース等への対応

＜日本薬剤師会＞

- 紙レセプトで対応している薬局は、期限を設けず義務化の対象にすべきではない。
- 月間の処方箋枚数の少ない薬局は対象外としてほしい。特に、漢方をメインに取り扱っている薬局など、保険調剤の取扱いが少ない薬局においては、義務化による負担が大きくなる懸念がある。
- 高齢者の一人薬剤師が行っている薬局。地域医療資源の状況によっては、こういった薬局が1軒で地域医療を支えている例もあり、そのような薬局にオンライン資格確認の義務を強いることで閉局に追い込んでしまうと地域医療が崩れる可能性がある。
- ベンダーの対応や光回線の開通等が期限までに間に合わない可能性がある。その辺りは何かしらの配慮をお願いしたい。
- 廃止・休止を予定する薬局については、義務化の対象外にしていただきたい。
- もし期限までに間に合わない薬局があったとしても、すぐに保険指定が取り消しになるような対応はすべきではない。対象となった薬局には、厚生局からの丁寧な指導や説明をお願いしたい。
- 何かしらの災害や特殊な事情が発生し、オンライン資格確認等の対応が困難な地域においては、義務化等については状況などを見て慎重に判断できるような柔軟性は残しておくべき。

＜答申書附帯意見＞

まずは令和5年4月のオンライン資格確認の原則義務化に向けて、更なる導入の加速化を図ること。その上で、本経過措置は真にやむを得ない事情に限定して対象を明確化し、最小限に留めるものであるという前提の下、延長を行わないこと。

契約を締結したがシステム整備未完了の場合の経過措置の適用に当たっては、保険医療機関及び保険薬局、システム事業者並びに導入支援事業者に対し、当該経過措置は期限を区切って更に導入を加速化することを目指したものであるという趣旨の周知徹底を図るとともに、更なる導入に向けた取組を行い、令和5年9月末までにシステム整備を完了させること。また、その他特に困難な事情がある場合については、具体例を明確化し、特に限定的に扱うこと。